

共産党都議団の条例案 6つのポイント

①都民の生命と身体、財産を守る立場でお金を出します。

→現行 都の補助は、住宅倒壊による道路閉塞を防止し、「木密整備地域の避難や救援をやりやすくする」ためにすぎません。都として建物倒壊から都民の命や財産を守るという発想がありません。そのため、助成対象地域も木密整備地域に限定し、それ以外の地域の建物の耐震化は「所有者の自己責任で」ということになっています。

②都内の木造住宅であれば、誰でも助成が受けられます（※旧耐震のみ）。

→現行 木密整備地域の 6 ドル以下 の道路に面している建物に限定。対象面積は 70 平方キロ。23 区 (621 平方キロ) の 1 割強しかカバーしておらず、多摩地域はいっさい対象となっていません。

③建物所有者の自己負担は3分の1。国と都、区市町村の全体で150万円まで補助が受けられるよう制度設計しています。また、都が、区市町村の 2 倍の助成を出すしくみなので、区市町村の負担を低く抑えられます。（別紙①を参照してください）

→現行 都の助成のモデルケースは、2 分の 1 助成、上限は 75 万円です。都内自治体は独自の助成制度をもうけていますが、区部の自治体では「2 分の 1 助成、上限 100 万円」という自治体が、多摩地域では「3 分の 1 助成、上限 30 万円」という自治体が多数です（別紙②、③を参照して下さい）。木造住宅の耐震改修工事は 200 万円以上になるものが多く（※日本建築防災協会の調査での中央値が 187 万円）、助成金を受けても、自己負担は 100 万円以上になるケースが少なくありません。大きな費用負担は、耐震化促進の最大のネックです。

④評点1. 0以上とならない部分改修や簡易改修も補助の対象にし、費用の3分の2、上限額 75 万円を補助します。

→現行 都制度では、「当面は 1 階だけ補強する」などは認められていません。区市町村の助成制度でも、簡易改修助成がある自治体は少数です。

⑤いわゆる災害弱者である高齢者や障害者の方が住んでいる世帯には、補助率と補助額を上乗せして支援します。（4分の3助成、補助上限180万円）

→現行 都制度では上乗せはありません。23 区の助成制度でも、上乗せがあるのは半数強、多摩地域はほとんどありません。

⑥長期的にみれば都財政の大きな節約になります。

→現行 被災した場合には、応急仮設住宅と生活支援の諸費用の全体で、公的負担は少なくとも一世帯 1 千万円を超えます。兵庫県における阪神淡路大震災による復興住宅などの経費は、一戸当たり土地代を含めて 3 千万円を超えるという専門家の分析も。転ばぬ先の杖、損して得取れの発想が求められています。